

ななかい保育所の調理員を募集します

城里町ななかい保育所の嘱託職員を以下のとおり募集します。

採用は口述試験による選考により決定します。応募者の方には後日試験日程をお知らせします。

雇用期間 平成19年1月1日から平成19年3月31日まで

募集する嘱託職員の職種及び採用予定人数等

就労場所	職種	人数	性別	勤務時間	報酬
ななかい保育所	給食調理員 ※調理師免許を有する者優先	1名	一	平日（月曜から金曜） 午前8時30分から 午後5時15分まで	日額6,000円

応募資格 昭和63年4月1日以前に生まれた者で、次の欠格事項に該当しない者

- ①成年被後見人または被保佐人
- ②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し
又はこれに加入した者

申込方法 市販の履歴書に必要事項を記入・捺印の上、健康福祉課まで直接または郵送で応募してください。

受付期間 11月6日(月)～11月30日(木) 午前8時30～午後5時30分まで(土日祝祭日を除く・当日消印有効)

申込先・問合せ 城里町役場 健康福祉課(常北保健福祉センター内) ☎311-4391 城里町石塚1428-1

☎029-288-3111(代表) ☎029-240-6550(直通)

不動産(土地・建物)を取得した場合、不動産取得税が課税されます!

不動産取得税とは、不動産(土地・建物)を取得(売買、贈与等)した場合に課税される県の税金です。
不動産取得税の税率は、店舗、事務所等住宅以外の家屋に係る税率が3.5% (平成18年4月1日から) であり、住宅及び土地の税率は3%です。

(宅地及び宅地並み評価の土地

固定資産評価額×1/2×3%)

(上記以外の土地及び住宅

固定資産評価額×3%)

(店舗・事務所等住宅以外の建物

固定資産評価額×3.5%)

不動産を新築、購入又は贈与等を受ける場合は、不動産取得税の納税等についてもご検討くださるようお願いします。



不動産取得税の減免について

一定の要件を満たした場合、減免申請を行うことにより、不動産取得税が軽減されます。

①住宅用土地の軽減

土地を取得して、その土地の上に3年以内に住宅(50m²以上240m²未満の住宅)を建てた場合、申請により土地の不動産取得税が軽減されます。

②新築住宅の控除

50m²以上240m²未満の住宅を新築した場合、その評価額から1,200万円が自動的に控除されます。

③中古住宅及び土地の軽減

50m²以上240m²未満の中古住宅を取得して、その家に居住した場合、申請により、住宅においては一定の控除が、土地については不動産取得税の軽減が受けられます。(※軽減に要件があります)

④その他の軽減

公共事業に伴う代替不動産の取得税の控除、産業活性化条例に基づく不動産取得税の控除等があります。

詳しい問合せ 茨城県水戸県税事務所課税第二課(水戸市樋町1-3-1) ☎029-221-4820